

令和 2年度

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当	
			市営住宅課	保全係 小林 秀行
			電 話	045-671-2942

設 計 書

- 1 委 託 名 本郷台駅周辺市営住宅集約化検討業務委託
- 2 履 行 場 所 栄区小菅ケ谷一丁目1番1号、栄区小菅ケ谷一丁目3番
栄区桂町125番地の1、栄区桂町301番地
- 3 履行期間 期間 契約決定の日 から 令和3年 3月 27日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所) _____
- 7 委 託 概 要
(1) 計画条件の整理
(2) 計画検討
(3) 関係部署との協議、庁内説明資料の作成等

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
I 直接人件費						
(1) 計画条件の整理		1	式			
(2) 計画検討		1	式			
(3) 関係部署との協議、庁内説明資料の作成等		1	式			
計						
II 直接経費						
報告書印刷		1	式			
計						
III その他原価						
その他原価		1	式			
計						
IV 一般管理費等						
一般管理費等		1	式			
合計						
調整額						
消費税及び地方消費税相当額						10%
総計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 仕 様 書

1 委託名称

本郷台駅周辺市営住宅集約化検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月27日 まで

3 委託内容

栄区内の老朽化が進む、本郷台駅周辺地区の市営本郷台住宅、小菅が谷住宅、小菅が谷第二住宅、本郷住宅の4つの住宅を本郷台住宅、小菅が谷住宅の2つの住宅敷地に集約化して建替えを行った場合の検討を行う。

(1) 計画条件の整理（法的条件、型別供給、住戸・住棟・共用施設・屋外計画条件等）

- ・法的条件、建替戸数、型別供給条件、住戸・住棟条件、共用施設・付帯施設の条件、屋外計画条件等を整理する。
- ・各敷地とも市街地環境設計制度を活用した検討を行う。

(2) 計画検討（配置計画、住戸・住棟計画、平面・立面・断面計画、事業スケジュール、概算事業費等）

- ・計画条件を踏まえ、集約建替えについての考え方を整理する。
- ・配置計画を踏まえ住棟の基本プランを検討する。

(3) 関係部署との協議、庁内説明資料の作成等

- ・建築基準法、市街地環境設計制度等について考え方を確認するための各種法協議を実施する。
- ・庁内で計画について説明するための資料を作成する。

4 委託対象施設概要（現状）

(1) 市営住宅

ア 本郷台住宅

- ・所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目1番1号
- ・施設規模 SRC造15階建（1972年建設）
- ・敷地面積 4,873 m²
- ・延床面積 15,914 m²
- ・住戸数 252戸

イ 小菅が谷住宅

- ・所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目3番
- ・施設規模 RC造7階建（1971年建設）
- ・敷地面積 12,203 m²

- ・延床面積 17,817 m²
- ・住戸数 292 戸
- ウ 小菅が谷第二住宅
 - ・所在地 横浜市栄区桂町 125 番地の 1
 - ・施設規模 R C 造 7 階建 (1973 年建設)
 - ・敷地面積 3,488 m²
 - ・延床面積 7,359 m²
 - ・住戸数 110 戸
- エ 本郷住宅
 - ・所在地 横浜市栄区桂町 301 番地
 - ・施設規模 R C 造 5 階建 (1970 年建設)
 - ・敷地面積 2,627 m²
 - ・延床面積 1,132 m²
 - ・住戸数 20 戸

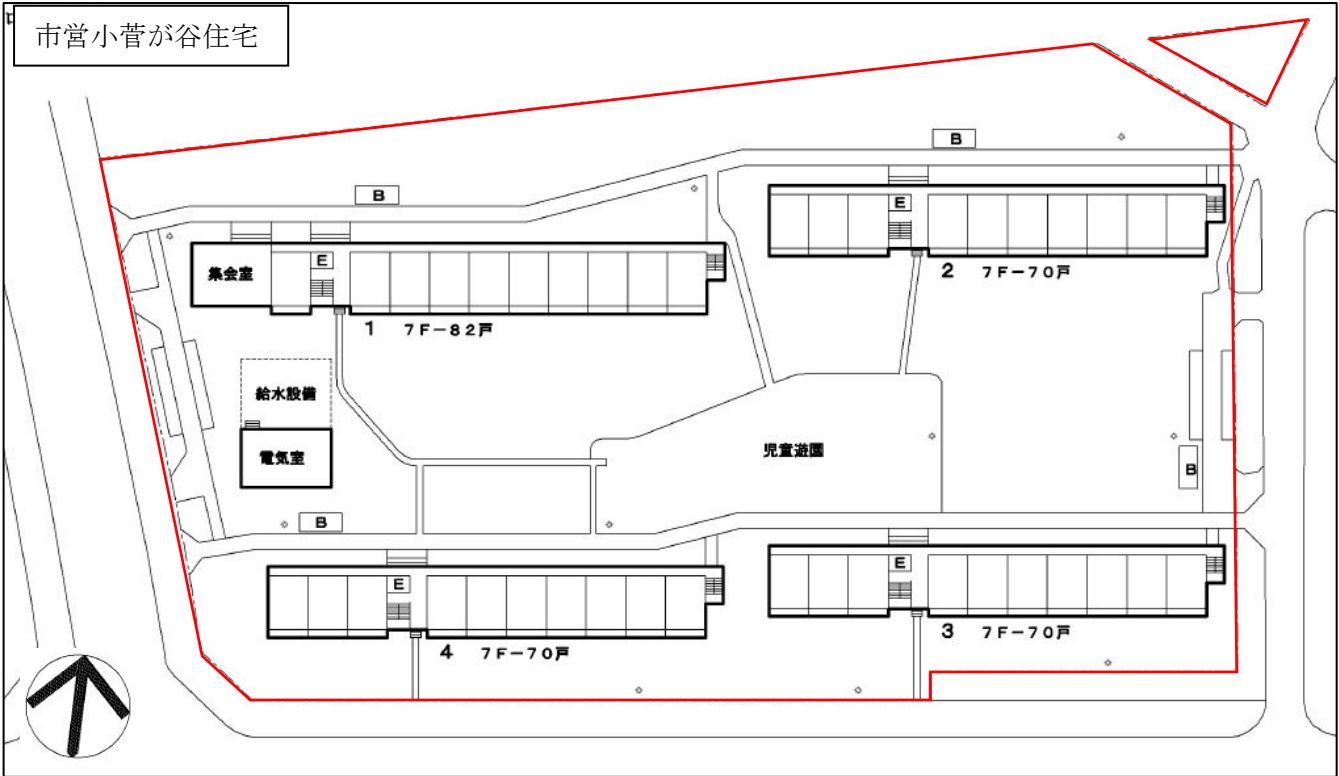
5 成果品

- (1) 報告書 (A 3 二つ折り A 4 製本) 3 部
- (2) 報告書電子データ 1 部
(Word、PowerPoint 等加工が可能な形式及び CAD データ、PDF ファイル)
- (3) その他必要に応じて関連資料一式

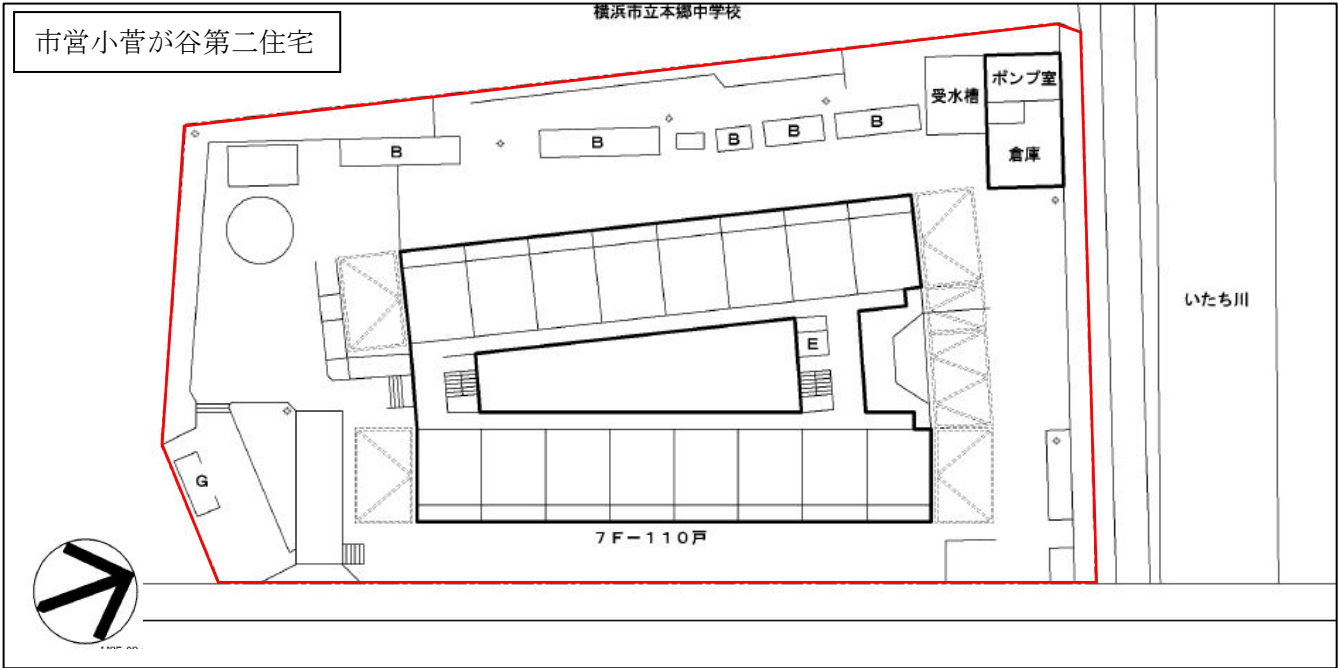
6 その他

- (1) 検討業務にあたり必要な資料や情報がある場合は、本業務監督員である本市職員と協議すること。
- (2) 業務の執行にあたっては、本業務監督員である本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。

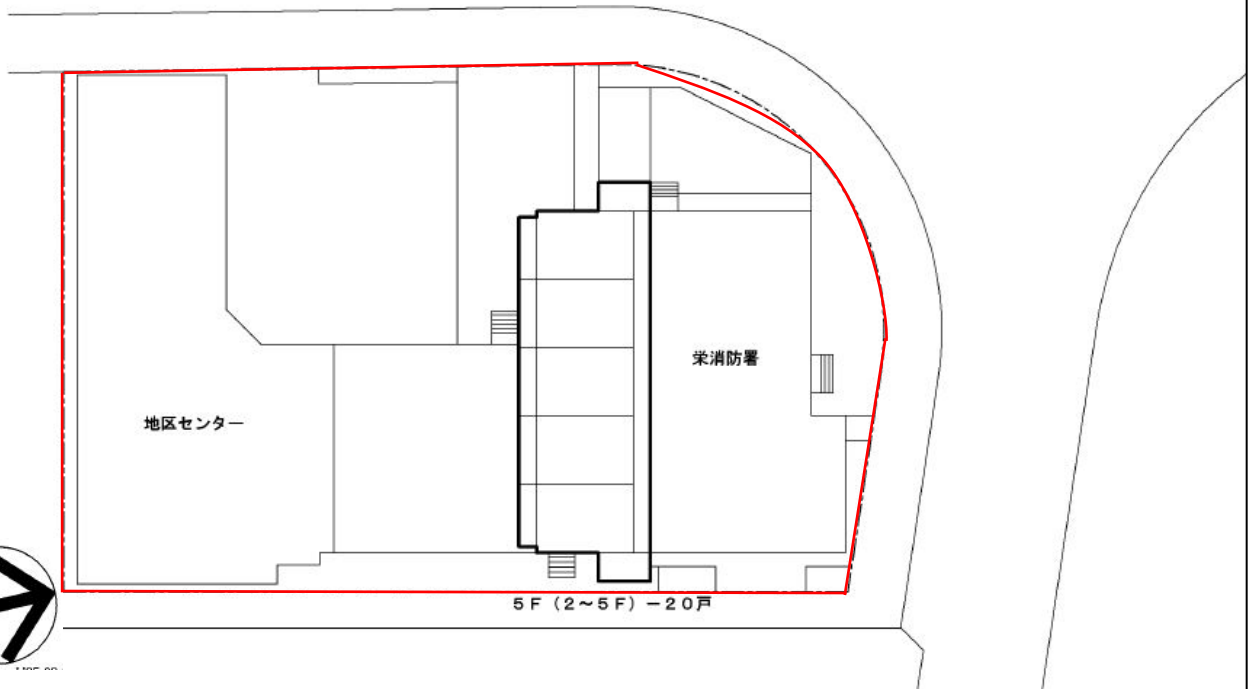
市営小菅が谷住宅



市営小菅が谷第二住宅



市営本郷住宅



地区センター

栄消防署

5 F (2~5 F) - 20戸